

香山緑地の樹木落下における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年（2018年）3月9日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

香山緑地の樹木落下における損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年（2018年）2月16日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

香山緑地の樹木落下における物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 2017年11月4日 |
| 2 | 事故発生場所 | 町田市能ヶ谷二丁目17番地先 |
| 3 | 事故の概要 | 市が管理する香山緑地の樹木の枝が折れて落下し、被害者が所有する自家用車に衝突して損傷を与えたもの |
| 4 | 事故の種類 | 物損事故 |
| 5 | 被害者の住所 | |
| 6 | 被害者の氏名 | |
| 7 | 損害賠償の額 | 2,553,379円 |